

# 調しらべ

編集・発行 埼玉県立浦和図書館  
TEL048-829-2821  
平成20年10月25日発行  
第14号

～調べものに役立つ資料案内～

埼玉県のマスコット コバトン

今回のテーマ

## 「官報」を使う



### 官報とは

官報とは、一言で言うと「国の機関紙」です。法令の公布から、国の報告や資料、入札情報等の公告など、国に関係するすべてのことをお知らせする、国の広報紙の役割をしています。最も大きな役目は“法令を公布すること”で、官報で告知されると「知らなかった」は通用しなくなってしまいます。とはいうものの普段はほとんどなじみがありませんが、よく読んでみると実はいろいろなことに広く活用できます。行政機関が休みの日を除き、毎日国立印刷局から発行されています。

### 官報に掲載されること

#### 法令の公布

憲法改正、詔書（国会召集、衆議院解散など）、法律、政令、条約など

#### 公報＝公の機関する広報

国会に関すること、公務員の人事異動、叙位・叙勲・褒賞、皇室に関すること、官庁の報告、閣議決定事項、国際収支情報

#### 公告

各省庁の押収物還付・建設業の許可の取消処分、政府調達、特殊法人の公告として日銀営業毎旬報告・高速道路会社の工事完了・工事開始、地方公共団体の公告として公債抽選・公債償還・行旅死亡人・無縁墳墓会葬、裁判所の公告として除権決定・破産・会社更生法関係、会社の公告として合併公告・決算公告

### 官報でこんなことも

- ・国民の休日  
前年2月最初の官報で発表されます。春分・秋分の日は、それまで決定していません。
- ・地価公示、政治団体の収支報告書、特殊法人の決算財務諸表
- ・皇室情報  
行幸のスケジュール、宿泊先までわかります。歌会始で選ばれた歌や人も紹介されています。
- ・国家試験  
合格者の名前が発表されるものもあります。自分の名前が載っているとうれしいですね。
- ・公聴会の予定
- ・仕事情報  
「号外政府調達」は入札情報が満載。会社だけでなく個人でも出来る、翻訳・通訳、写真、製図のような仕事も載っています。
- ・決算報告  
一般紙より安い料金で掲載することができます。
- ・手形・小切手・株券を紛失したら  
悪用されないための法的な対応、公示催告－除権判決の公告をすることができます。

# 官報の使い方

官報は、「官報（本紙）」、「官報号外」、「官報政府調達」、「官報目録」からなっています。また突発的な事態には、「号外特」が発行されます。効率的に利用するには、目次や目録、webを組み合わせで使います。

## ① 官報を直接見る

- ・目次を読む

官報には記載される記事の順番が決まっています、最初に必ず目次がついています。

- ・目録を見る

詔書から告示まで、法令別・省庁別に、題・掲載日・号数・ページ数をまとめたもの。緑色の紙に印刷され、翌月8日前後にでます。

- ・『法令全書』を利用する

法令全書は、官報で公布された法令を日順・種類別・各官庁別に月毎にまとめたもので、翌月25日に前月分が発行されます。新聞でいう縮刷版のようなものです。

## ② webを利用する

- ・インターネット版官報 <http://kanpou.npb.go.jp/>

1週間分の官報をみることができます。

- ・官報バックナンバー（首相官邸） <http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/digest-bk.html>

1年分の官報をみることができます。

- ・かんぼう <http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/?op=1>

1996年6月3日以降の目次が検索できます。

- ・官報資料版（首相官邸） <http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo-shiryō/index.html>

官報資料版は各省庁の「白書」類、統計資料、報告等が掲載されていましたが、平成19年3月末で終了しました。平成9年8月6日から終刊時までの資料版を見ることができます。

- ・政府調達について [http://www.jetro.go.jp/gov\\_procurement/](http://www.jetro.go.jp/gov_procurement/)

JETRO（日本貿易振興機構）のホームページで見ることができます。

## ③官報情報検索システム (<https://search.npb.go.jp/>) を利用する

昭和22年5月3日からの官報の全文検索ができます。有料会員制ですが、県立図書館では無料でご利用いただけます。

# 県立図書館では

## 浦和図書館

- ・官報 明治16年7月（復刻版）～現在
- ・法令全書 明治元年～昭和22年（復刻版）  
昭和45年～現在

## 熊谷図書館

- ・官報 平成15年～現在
- ・マイクロ版官報 明治16年7月～平成14年12月

## 久喜図書館

- ・官報 5年前～現在

### 三館共通

#### 「官報情報検索システム」

をご利用いただけます。

- ・利用は無料です。
- ・複写は1枚10円です。

## 官報の歴史

官報は1868年の明治政府設立直後に出された「太政官日報」が始まりとされていますが、明治15年の山縣有朋の建議により、明治16年7月から本格的に刊行されるようになりました。官報の題字は、時の太政大臣・三条実美が書いたものです。明治の官報は法の公布のほかに文化欄などもあり、新聞的要素が強かったようです。大正12年の関東大震災の際は印刷局の建物が全壊し、ガリ版刷りで号外を出したこともあるそうです。戦後は占領軍の命で「英文官報」が発行されたり、戦後の物価統制のために「物価版」が発行されたこともあります。官報は近現代史を研究するには欠かせない史料でもあります。